

保 護 者 の 皆 様 へ

大 阪 市 立 十 三 中 学 校
校 長 屋 島 豊 市

5 月 17 日 (月) から 31 (月) までの学校園における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」延長下における 17 日以降の教育活動についてお知らせいたします。大阪市教育委員会の示された方針に沿って行います。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

- 朝の出欠確認は、8 時 40 分からオンラインによって行います。
学年によって時間が変わるものがあります。お知らせいたします。
- 1～2、5～6 時限目の時間は、家庭にて、ICT を活用した学習やプリント学習を行います。
- 家庭における学習終了後は 10 時 15 分～10 時 35 分までに登校し、健康状態の確認を行います。その後、3、4 時間目は授業を行い、給食を喫食し 13 時 35 分以降に下校します。
- 5、6 時限目の時間は、家庭にて ICT を活用した学習やプリント学習を行います。
- 部活動の公式戦を 3 週間前に控えた部活動については、6 時間目の学習後に活動することになります。つきましては、該当する部活動の生徒は、各顧問の指定した部活動開始時間に合わせて、再登校していただくようお願いいたします。

※学校の教育活動によって時間の変更が生じる場合は、お知らせいたします。

※ご家庭におけるインターネットへの接続等について、ご協力をお願いいたします。なお、家庭学習については、ご家庭の端末を活用していただいても構いません。

※ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

※学校において 1～2 時限目、5～6 時限目に生徒の預かりをすることができますので、ご家庭の状況により、預かりを希望される場合は学校までご連絡ください。学校において家庭学習と同様の内容の学習を行います。

(問い合わせ先)

大阪市立十三中学校 06-6301-2855